



教高第1564号

教特第497号

教体第1198号

教文第2356号

令和4年(2022年)1月20日

各県立学校長 様

教 育 長

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置適用等に
伴う県立学校における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に係る児童生徒等
及び教職員への指導の一層の徹底について(通知)

県立学校における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止については、令和4年(2022年)1月12日付け教高第1499号 教特第478号 教体第1161号 教文第2295号で通知したところですが、全国的に新規感染者数が急速に増加しており、本県においても、これまでに経験したことのない感染拡大の局面を迎えています。令和4年(2022年)1月21日(金)から2月13日(日)まで「まん延防止等重点措置」が適用されることになりました。また、感染力が強いといわれるオミクロン株による感染者数の増加に伴い、児童生徒等の感染者数についても増加が懸念されます。

一方、学校は、学習機会と学力を保障する役割のみならず、全人的な発達・成長を保障する役割や居場所・セーフティネットとして身体的、精神的な健康を保障するという福祉的な役割をも担っています。

つきましては、学校や家庭においても感染拡大への危機感を共有し、学校や家庭での感染症対策の徹底を図りながら、児童生徒等の学びの保障や心身への影響等の観点から学校における教育活動を継続するため、先の通知による対応について、下記のとおり、一部更新いたします。

なお、この通知による対応については、準備が整い次第速やかに実施することとし、令和4年(2022年)2月13日(日)までとします。

おって、今後の新型コロナウイルス感染症の地域におけるまん延状況等により、対応の変更等が必要となった場合は、別途通知します。

記

- 1 令和3年(2021年)12月14日付け教体第1080号で通知した文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～(2021.11.22 Ver.7)2021.12.10一部修正」のレベル3に基づく感染症対策の徹底に努めること。
- 2 分散登校等及び学びの保障に関する対応については、期間内において、次の(1)～(3)のとおりとすること。

(1) 県立高等学校及び県立中学校

教室内の生徒の間隔を確保するため、原則として教室内の人数を20人程度にする分散登校を実施すること。併せて、学校の実情に応じて、時間短縮や時差登校の感染防止対策を実施すること。また、教室内の人数が20人程度である学校については、時間短縮や時差登校の感染防止対策を実施すること。

ただし、進路決定や卒業、進級に関わる指導及び定期考査等を実施する場合は、万全な感染症対策を講じた上で、通常登校とすることができる。

なお、分散登校実施の際は、校長は教育委員会(関係課)と事前に協議するとともに、進路決定や卒業、進級に向けて大切な時期であることから、各学校の教育課程に基づい

たシラバス（授業計画）を見直し、特別の時間割を作成し、1人1台端末等を活用した学習支援を行い、学びの保障に努めること。

また、学校の感染状況により、学校保健安全法に基づく臨時休業の感染防止対策を実施する場合も、校長は教育委員会（関係課）と事前に協議するとともに、各学校の教育課程に基づいたシラバス（授業計画）を見直し、特別の時間割を作成し、1人1台端末等を活用した学習支援を行い、学びの保障に努めること。

(2) 県立特別支援学校

万全な感染症対策を講じた上で、原則、通常登校とすること。

なお、地域等の感染状況や隣接する医療機関等との協議によっては、臨時休業または分散登校等を実施できるものとする。実施の際は、校長は教育委員会（関係課）と事前に協議すること。

(3) 濃厚接触者や感染不安など、やむを得ず登校できない児童生徒等

児童生徒等が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、1人1台端末等を活用した学習支援を行うこと。

- 3 発熱、風邪症状、倦怠感、息苦しさ、味覚・嗅覚障がい等の症状がある場合等には、症状がなくなるまで登校せず、自宅で休養するよう再度、指導の徹底を図ること。
- 4 県基準（県リスクレベルがレベル2以上）により、同居の家族に発熱等の風邪症状が見られる場合も登校せずに自宅等で待機するよう再度、指導の徹底を図ること。
- 5 人と人との距離及び座席の配置については、1メートルを目安に最大限の間隔を確保するとともに、近距離での対面形式とならないような形で教育活動を行うこと。
- 6 児童生徒等及び教職員に対して、登校前の検温やその記録を行い、自身の健康観察に努めるよう再度周知徹底を図ること。

また、朝のSHR、終礼時及び部活動開始時等、1日複数回、児童生徒等の検温等の健康観察を実施するなど、校内においても感染拡大防止に向けた取組を徹底すること。その際、令和2年（2020年）11月6日付け教人第998号 教体第715号の「健康観察表」及び「感染防止対策チェックリスト」等を活用するとともに、症状のある児童生徒等が申し出やすい環境づくりに努めること。

- 7 校内における3つの密の回避、手洗い等の手指衛生、人と人との距離の確保、マスク着用、常時換気（常時換気が困難な場合は30分に1回以上数分間程度窓を全開にする）、清掃・消毒等の基本的な感染防止対策と「新しい生活様式」を徹底すること。
- 8 児童生徒等の中に感染者が出た際に、マスクの着用が不十分なために多くの児童生徒等が濃厚接触者と認定されることを踏まえて、授業中や登下校を含め、マスクの着用を徹底すること。特に、濃厚接触者と認定された場合は原則として10日間の自宅待機になることを再確認すること。ただし、十分な身体的距離（最低2メートル）が確保できる場合は、マスク着用は必要ない。また、熱中症等の健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外すよう指導すること。

9 各教科等において、感染症対策を講じてもおお感染のリスクが高い学習活動（衛生管理マニュアルP50～P52参照）は行わないこと。

【各教科等において、感染症対策を講じてもおお感染のリスクが高い学習活動（衛生管理マニュアルより抜粋）】

- ・各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」（ ）
- ・理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」（ ）
- ・図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」

- ・家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」()
- ・体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」()や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」()

10 職業に関する教科の実習等については、令和2年(2020年)9月2日付け教高第658号「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた職業に関する教科の実習等に関するQ&Aについて(通知)」で示されている感染症対策を再確認し、指導にあたっての参考とすること。

11 特別支援学校においては、自立活動をはじめ、校内外の学習活動において、教師と児童生徒等や児童生徒等同士等が接触するなど、感染リスクが高い状況が考えられる。個別の指導計画に基づく一つ一つの具体的な指導内容について、実施の要否や代替できる指導内容について検討するなどの見直し等を行い、適切な配慮を行った上で実施すること。(令和3年5月7日特別支援教育課事務連絡の別紙「特別支援学校運営上の対応チェックリスト(レベル3対応)」を参照のこと。)

12 フェイスシールド・マウスシールドは、密閉度も不十分であり、マスクに比べ効果が弱いことから、飛沫拡散防止効果があるマスク着用を原則とする。ただし、障がいの状態等によりフェイスシールド・マウスシールドのみで学習活動等を行う必要がある場合は、身体的距離(2m以上)の確保を徹底すること。

13 昼食時及び全ての飲食の場面においては、飛沫を飛ばさないような席の配置(向かい合わせでの食事を行わない等)や食事中マスクを外した状態での会話を行わないこと。マスクをした状態にあっても、近距離での会話や大声での会話を控える等の工夫を周知徹底すること。なお、昼食後等に歯磨きや洗口を行う場合は、児童生徒等の距離を確保し、換気の良い環境で行うよう指導する。また、休み時間の児童生徒等同士の接触やトイレ、売店等での感染防止対策についても十分留意すること。

14 不要不急の外出を控え、外出の際も、人混み等の感染リスクの高い場所に立ち寄りないようにすること。

15 寮(寄宿舎)についても、引き続き、(1)~(3)の対応に当たるとともに感染防止対策に努めること。

(1) 寮生・舎生については、県外との帰省による往来をできる限り控えること。なお、寮生・舎生が帰省する際は、帰省期間中、毎日の検温結果や健康状態を記録させ、学校でも状況を確実に把握すること。寮・寄宿舎再開時に体調等に問題がなければ入寮・入舎させること。また、帰省期間中に発熱等があった場合には、症状が治まり2週間経過観察後、体調等に問題がなければ入寮・入舎させること。また、寮・寄宿舎内において、感染が疑われる場合は、衛生管理マニュアルP74~P77に従って適切に対応するとともに、保健所等に相談すること。

(2) 寮生・舎生の1日2回以上の検温(朝夕)と記録、舎監等による健康観察を確実に行うこと。

(3) 食堂、浴室、学習室等、密になる可能性がある場所の使用については、1メートルを目安に最大限の間隔を確保することを遵守するとともに、近距離での対面形式とならないような形で人数制限を設けること。なお、人数制限については、収容人数の半数以下を目安とする。

16 宿泊研修や修学旅行においては、本県の感染状況及び他県の感染状況を踏まえ、期間内の実施については延期を含め慎重に検討すること。その際、児童生徒等の安全・安心を最優先に考えるとともに、教育的意義や児童生徒等の心情等にも配慮し、事前に保護者と情報共有を図り、保護者の意向を踏まえて、可能な限り延期や代替案を検討すること。なお、県外への移動を伴う宿泊研修や修学旅行等については、校長は教育委員会(関係課)と事前に協議すること。

17 学校行事においては、期間内について、校外における活動は、原則実施をしないこと。

ただし、進路等に係る必要な活動については、事前に教育委員会（関係課）と協議することで実施することができる。また、校内における学校行事等についても、中止または延期、縮小を含め、学校や地域の感染状況等も踏まえ、実施の可否を慎重に判断すること。

- 1 8 進学試験、就職試験等を控えた児童生徒については、3つの密の回避、手洗い等の手指衛生、人と人の距離の確保、マスク着用等の基本的な感染防止対策と「新しい生活様式」を徹底すること。進学・就職に係る受験等に伴う移動については、以下の項目を徹底すること。

- (1) 行先の感染状況に関する最新情報を確認し、滞在期間や交通手段等について慎重に判断すること。
- (2) 発熱等の症状がある場合は、受験先等に確認するなど適切に対応すること。
- (3) 目的地以外への立ち寄り等は避けること。
- (4) 県外へ移動した場合は、帰宅後2週間程度の検温等の記録をとるなど、特に健康観察に努めること。

- 1 9 部活動については、可能な限り感染及びその拡大のリスクを低減させながら、なるべく個人での活動とし、少人数で実施する場合は十分な距離を空けて活動すること。密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動は行わないようにすること。

また、衛生管理マニュアルP53～P54の全体を通じての留意事項を遵守するとともに、分散登校を実施する際は、登校日ではない児童生徒が、部活動のためだけに登校して活動することがないようにすること。

なお、部活動における対外活動については以下のとおりとする。

- (1) 対外活動の可否について

ア 練習試合等（他校との交流活動や観客を集めて行う演奏会等を含む。）及び合宿は禁止する。

（既に県教育委員会に実施届を提出している県外での練習試合等についても禁止とする。）

イ 大会は、公式大会に限り参加可とする。

- (2) 対外活動における遵守事項について

ア 実施前から行うこと

(ア) 健康観察等の徹底により発熱等のかぜ症状等がある生徒は参加させないこと。

(イ) 熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局から県民へ要請される内容を適宜確認すること。特に県外への移動制限等に関する要請内容については留意すること。

(ウ) 遠征先の感染状況に関する最新情報を確認し、まん延防止等重点措置等が適用されている都道府県など、感染が流行している地域での大会参加については、最大限の感染防止対策を講じること。

(エ) 県外における公式大会に参加する場合は、運動競技大会参加届を事前に県教育委員会に提出すること。（運動部のみ）

(オ) 引率者は、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）を利用すること。また、参加生徒も同アプリの利用を促すこと。

イ 実施中に行うこと

(ア) 3密を避けた新しい生活様式の徹底を行うこと。

(イ) 移動にマイクロバス等を利用する場合は、過密乗車とならないように運行方法を工夫すること。

(ウ) 目的地以外の立ち寄り、必要最小限とすること。

(エ) 宿泊を伴う場合は、令和2年（2020年）9月8日付け教体第552号「運動部活動に参加する学生等の集団における新型コロナウイルス感染症対策の徹底に

ついて」(通知)を参考に感染防止対策を徹底すること。

ウ 実施後に行うこと

(ア) 帰宅後2週間程度の検温等の記録を確実に行うなど、対外活動後の健康観察にも努めること。

20 県立高等学校入学者選抜及び県立特別支援学校入学者選抜については、次の(1)及び(2)のとおりとすること。

(1) 県立高等学校入学者選抜については、令和4年度(2022年度)熊本県立高等学校入学者選抜要項「入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した選抜実施」及び令和3年(2021年)12月1日付け教高第1285号「令和4年度(2022年度)熊本県立高等学校入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した選抜実施に関するQ&Aについて」を遵守し、適切に対応すること。新型コロナウイルス感染症に関する相談については出願先の学校が相談窓口となるが1月22日(土)・23日(日)及び2月23日(水)については、令和4年(2022年)1月12日付け教高第1496号に基づき対応すること。

なお、無症状の濃厚接触者の受検及び後期(一般)選抜の追検査等については、同選抜要項及び上記の通知に基づき対応すること。

また、入学選抜出願受付については、人と人との距離の確保、マスク着用、常時換気(常時換気が困難な場合は30分に1回以上数分間程度窓を全開にする)手指消毒の設置等感染症対策を講じ、受付を行う部屋での待ち時間の削減等の工夫を行うこと。

(2) 県立特別支援学校入学者選抜については、令和4年度(2022年度)熊本県立特別支援学校入学者選抜要項「新型コロナウイルス感染症に対応した選抜実施について」及び令和3年(2021年)12月2日付け教特第416号「令和4年度(2022年度)熊本県立特別支援学校入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した選抜実施に関するQ&Aについて」を遵守し、適切に対応すること。

なお、新型コロナウイルス感染症感染者等については、特別措置の申請が可能となっていることから、同選抜要項及び上記の通知に基づき対応すること。

また、入学選抜出願受付については、人と人との距離の確保、マスク着用、常時換気(常時換気が困難な場合は30分に1回以上数分間程度窓を全開にする)手指消毒の設置等感染症対策を講じ、受付を行う部屋での待ち時間の削減等の工夫を行うこと。

21 新型コロナウイルス感染症に関連した児童生徒等及び教職員の人権への配慮については、これまで発出した通知文等で示した留意点を踏まえること。特に、新型コロナウイルス感染症に起因するストレス、いじめ、偏見等に関し、公的な機関等の相談窓口を適宜周知するとともに、生徒や保護者の不安や悩みに寄り添い、丁寧な生徒理解に努め、必要に応じて養護教諭やスクールカウンセラー等による支援を行うなど組織的な心のケアに取り組むこと。

【問合せ先】

県立中学校・県立高校に関すること
高校教育課 石村、米村、大塚、新生
096-333-2685
特別支援学校に関すること
特別支援教育課 前川、竹永
096-333-2683
保健、衛生面の対応に関すること
体育保健課 濱本、杉原
096-333-2712
部活動に関すること
体育保健課 濱本、鳴瀬
096-333-2712
文化課 後藤、村上
096-333-2704

<本通知のポイント>

国による「まん延防止等重点措置」適用を受け、学校や家庭においても感染拡大への危機感を共有し、学校、家庭、地域の実情等に応じて最大限の感染症対策を講じることについてお知らせします。

教義第1005号

教特第497号

教体第1198号

令和4年（2022年）1月20日

各市町村教育長 様

熊本県教育長

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置適用等に
伴う市町村立学校における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に係る児童生
徒等及び教職員への指導の一層の徹底について（通知）

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止については、令和4年（2022年）1月12日
付け教義第978号 教特第478号 教体第1161号で通知したところですが、全国的に
新規感染者数が急速に増加しており、本県においても、これまでに経験したことのない感染
拡大の局面を迎え、令和4年（2022年）1月21日（金）から2月13日（日）まで「ま
ん延防止等重点措置」が適用されることになりました。また、感染力が強いといわれるオミ
クロン株による感染者数の増加に伴い、児童生徒等の感染者数についても増加が懸念されま
す。

一方、学校は、学習機会と学力を保障する役割のみならず、全人的な発達・成長を保障す
る役割や居場所・セーフティネットとして身体的、精神的な健康を保障するという福祉的な
役割をも担っています。

つきましては、学校や家庭においても感染拡大への危機感を共有し、学校や家庭での最大
限の感染症対策の徹底を図りながら、児童生徒等の学びの保障や心身への影響等の観点から
学校における教育活動を継続するとともに、下記の事項について、貴管下の各公立幼稚園、
小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校に周知及び指導をお願いします。併せて、
感染拡大防止のためには家庭との連携も必要とあることから、再度、保護者にも周知をお願
いします。

なお、この通知による対応については、準備が整い次第速やかに実施することとし、令和
4年（2022年）2月13日（日）までとします。

おって、今後の新型コロナウイルス感染症の地域におけるまん延状況等により、対応の変更等が必
要となった場合は、別途通知します。

記

- 1 県立学校においては、令和3年（2021年）12月14日付け教体第1080号で通
知した文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
～『学校の新しい生活様式』～（2021.11.22 Ver.7）2021.12.1
0一部修正」のレベル3に基づく感染症対策に前倒しして取り組むこととしている。市町
村教育委員会におかれても、地域の感染状況を踏まえ感染症対策を適切に講じること。
- 2 分散登校、時差登校、時間短縮等及び学びの保障に関する対応については、期間内にお
いて、次の(1)及び(2)のとおりとすること。
(1) 地域の感染状況や学校、家庭、地域の実情に応じて、分散登校、時差登校、時間短縮

等について適切に対応すること。ただし、進路決定や卒業、進級に関わる指導及び定期考査等を実施する場合は、この限りではない。

併せて、分散登校等を実施する場合は、進路決定や卒業、進級に向けた大切な時期であることから、学習に著しい遅れが生じることのないよう、各学校の教育課程に基づいた授業計画を見直し、特別の時間割を作成し、計画性をもった家庭学習を課すことや、1人1台端末等を活用した学習などの工夫を講じ、学びの保障に努めること。

(2) 出席停止等により、やむを得ず学校に登校できない児童生徒等が、学習に著しい遅れが生じることのないよう、登校しない日の家庭学習については、各学校の教育課程に基づいた課題を課すことや1人1台端末等を活用した学習支援を行うなど適切に対応すること。

3 発熱、風邪症状、倦怠感、息苦しさ、味覚・嗅覚障がい等の症状がある場合等には、症状がなくなるまで登校せず、自宅で休養するよう、再度、指導の徹底を図ること。

4 県基準（県リスクレベルがレベル2以上）により、同居の家族に発熱等の風邪症状が見られる場合も登校せずに自宅等で待機するよう、再度、指導の徹底を図ること。

5 人と人との距離及び座席の配置については、1メートルを目安に最大限の間隔を確保するとともに、近距離での対面形式とならないような形で教育活動を行うこと。

6 児童生徒等及び教職員に対して、登校前の検温やその記録を行い、自身の健康観察に努めるよう再度周知徹底を図ること。

また、登校時、終礼時及び部活動開始時等、1日複数回、児童生徒等の検温等の健康観察を実施するなど、校内においても感染拡大防止に向けた取組を徹底すること。その際、令和2年（2020年）11月6日付け教人第998号 教体第715号の「健康観察表」及び「感染防止対策チェックリスト」等を活用するとともに、症状のある児童生徒等が申し出やすい環境づくりに努めること。

7 校内における3つの密の回避、手洗い等の手指衛生、人と人との距離の確保、マスク着用、常時換気（常時換気が困難な場合は30分に1回以上数分間程度窓を全開にする）、清掃・消毒等の基本的な感染防止対策と「新しい生活様式」を徹底すること。

8 児童生徒等の中に感染者が出た際に、マスクの着用が不十分なために多くの児童生徒等が濃厚接触者と認定されることを踏まえて、授業中や登下校を含め、マスクの着用を徹底すること。特に、濃厚接触者と認定された場合は原則として10日間の自宅待機になることを再確認すること。ただし、十分な身体的距離（最低2メートル）が確保できる場合は、マスク着用は必要ない。また、熱中症等の健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外すよう指導すること。

9 各教科等において、感染症対策を講じてもおお感染のリスクが高い学習活動（衛生管理マニュアルP50～P52参照）は行わないこと。

【各教科等において、感染症対策を講じてもおお感染のリスクが高い学習活動（衛生管理マニュアルより抜粋）】

- ・各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」（★）
- ・理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」（★）
- ・図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ・家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」（★）
- ・体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」（★）や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」（★）

- 10 特別支援学校及び特別支援学級等においては、自立活動をはじめ、校内外の学習活動において、教師と児童生徒等や児童生徒等同士等が接触するなど、感染リスクが高い状況が考えられる。個別の指導計画に基づく一つ一つの具体的な指導内容について、実施の要否や代替できる指導内容について検討するなどの見直し等を行い、適切な配慮を行った上で実施すること。(令和3年(2021年)5月7日特別支援教育課事務連絡の別紙「特別支援学校運営上の対応チェックリスト(レベル3対応)」を参照のこと。)
- 11 フェイスシールド・マウスシールドは、密閉度も不十分であり、マスクに比べ効果が弱いことから、飛沫拡散防止効果があるマスク着用を原則とする。ただし、障がいの状態等によりフェイスシールド・マウスシールドのみで学習活動等を行う必要がある場合は、身体的距離(2m以上)の確保を徹底すること。
- 12 給食時及び全ての飲食の場面においては、飛沫を飛ばさないような席の配置(向かい合わせでの食事を行わない等)や食事中マスクを外した状態での会話を行わないこと。マスクをした状態であっても、近距離での会話や大声での会話を控える等の工夫を周知徹底すること。なお、給食後等に歯磨きや洗口を行う場合は、児童生徒等の距離を確保し、換気の良い環境で行うよう指導する。また、休み時間の児童生徒等同士の接触やトイレ、売店等での感染防止対策についても十分留意すること。
- 13 不要不急の外出を控え、外出の際も、人混み等の感染リスクの高い場所に立ち寄らないようにすること。
- 14 寮(寄宿舎)についても、引き続き、(1)~(3)の対応に当たるとともに感染防止対策に努めること。
- (1) 寮生については、県外との帰省による往来をできる限り控えること。なお、寮生が帰省する際は、帰省期間中、毎日の検温結果や健康状態を記録させ、学校でも状況を確実に把握すること。寮再開時に体調等に問題がなければ入寮させること。また、帰省期間中に発熱等があった場合には、症状が治まり2週間経過観察後、体調等に問題がなければ入寮させること。また、寮内において、感染が疑われる場合は、衛生管理マニュアルP74~P77に従って適切に対応するとともに、保健所等に相談すること。
- (2) 寮生の1日2回以上の検温(朝夕)と記録、舎監等による健康観察を確実に行うこと。
- (3) 食堂、浴室、学習室等、密になる可能性がある場所の使用については、1メートルを目安に最大限の間隔を確保することを遵守するとともに、近距離での対面形式とならないような形で人数制限を設けること。なお、人数制限については、収容人数の半数以下を目安とする。
- 15 宿泊研修や修学旅行においては、本県の感染状況及び他県の感染状況を踏まえ、期間内の実施については延期を含め慎重に検討すること。その際、児童生徒等の安全・安心を最優先に考えるとともに、教育的意義や児童生徒等の心情等にも配慮し、事前に保護者と情報共有を図り、保護者の意向を踏まえて、可能な限り延期や代替案を検討すること。なお、県外への移動を伴う宿泊研修や修学旅行等については、校長は学校の設置者である市町村教育委員会と事前に協議し、適切に判断すること。
- 16 学校行事においては、校外における活動は中止または延期を含め、実施の可否を慎重に判断すること。また、校内における学校行事についても、地域の感染状況等も踏まえ、実施の可否を慎重に判断すること。なお、実施の際は、万全の感染防止対策を講じ対応すること。
- 17 進学・就職に係る受験等を控えた児童生徒については、3つの密の回避、手洗い等の手指衛生、人と人との距離の確保、マスク着用等の基本的な感染防止対策と「新しい生活様式」を徹底すること。進学・就職に係る受験等に伴う移動については、以下の項目を徹

底すること。

- (1) 行先の感染状況に関する最新情報を確認し、滞在期間や交通手段等について慎重に判断すること。
- (2) 発熱等の症状がある場合は、受験先等に確認するなど適切に対応すること。
- (3) 目的地以外への立ち寄り等は避けること。
- (4) 県外へ移動した場合は、帰宅後2週間程度の検温等の記録をとるなど、特に健康観察に努めること。

18 部活動については、可能な限り感染及びその拡大のリスクを低減させながら、なるべく個人での活動とし、少人数で実施する場合は十分な距離を空けて活動すること。密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動は行わないようにすること。

また、衛生管理マニュアルP53～P54の全体を通じての留意事項を遵守すること。

なお、部活動における対外活動については以下のとおりとする。

(1) 対外活動の可否について

ア 練習試合等（他校との交流活動や観客を集めて行う演奏会等を含む。）及び合宿は禁止する。

イ 大会は、公式大会に限り参加可とする。

(2) 対外活動における遵守事項について

ア 実施前から行うこと

(ア) 健康観察等の徹底により発熱等のかぜ症状等がある生徒は参加させないこと。

(イ) 熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局から県民へ要請される内容を適宜確認すること。特に県外への移動制限等に関する要請内容については留意すること。

(ウ) 遠征先の感染状況に関する最新情報を確認し、緊急事態措置及びまん延防止等重点措置が適用されている都道府県など、感染が流行している地域での大会参加については、最大限の感染防止対策を講じること。

(エ) 引率者は、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）を利用すること。

イ 実施中に行うこと

(ア) 3密を避けた新しい生活様式の徹底を行うこと。

(イ) 移動にマイクロバス等を利用する場合は、過密乗車とならないように運行方法を工夫すること。

(ウ) 目的地以外の立ち寄りは、必要最小限とすること。

(エ) 宿泊を伴う場合は、令和2年（2020年）9月8日付け教体第552号「運動部活動に参加する学生等の集団における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」（通知）を参考に感染防止対策を徹底すること。

ウ 実施後に行うこと

(ア) 帰宅後2週間程度の検温等の記録を確実にを行うなど、対外活動後の健康観察にも努めること。

19 県立高等学校入学者選抜及び県立特別支援学校入学者選抜については、次の（1）及び（2）のとおりとすること。

- (1) 県立高等学校入学者選抜については、令和4年度（2022年度）熊本県立高等学校入学者選抜要項「Ⅷ 入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した選抜実施」及び令和3年（2021年）12月1日付け教高第1285号「令和4年度（2022年度）熊本県立高等学校入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した選抜実施に関するQ&Aについて」を遵守し、適切に対応すること。新型コロナウイルス感染症に関する相談については出願先の学校が相談窓口となるが、1月22日

(土)・23日(日)及び2月23日(水)については、令和4年(2022年)1月12日付け教高第1496号に基づき対応すること。

なお、無症状の濃厚接触者の受検及び後期(一般)選抜の追検査等については、同選抜要項及び上記の通知に基づき対応すること。

- (2) 県立特別支援学校入学者選抜については、令和4年度(2022年度)熊本県立特別支援学校入学者選抜要項「Ⅲ 新型コロナウイルス感染症に対応した選抜実施について」及び令和3年(2021年)12月2日付け教特第416号「令和4年度(2022年度)熊本県立特別支援学校入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した選抜実施に関するQ&Aについて」を遵守し、適切に対応すること。

なお、新型コロナウイルス感染症感染者等については、特別措置の申請が可能となっていることから、同選抜要項及び上記の通知に基づき対応すること。

また、入学選拔出願受付については、人と人との距離の確保、マスク着用、常時換気(常時換気が困難な場合は30分に1回以上数分間程度窓を全開にする)、手指消毒の設置等感染症対策を講じ、受付を行う部屋での待ち時間の削減等の工夫を行うこと。

- 20 新型コロナウイルス感染症に関連した児童生徒等及び教職員の人権への配慮については、これまで発出した通知文等で示した留意点を踏まえること。特に、新型コロナウイルス感染症に起因するストレス、いじめ、偏見等に関し、公的な機関等の相談窓口を適宜周知するとともに、生徒や保護者の不安や悩みに寄り添い、丁寧な生徒理解に努め、必要に応じて養護教諭やスクールカウンセラー等による支援を行うなど組織的な心のケアに取り組むこと。

【問合せ先】

- 市町村立高校に関すること
義務教育課 藤岡、松山、平野
096-333-2688
- 特別支援学校に関すること
特別支援教育課 前川、竹永
096-333-2683
- 保健、衛生面の対応に関すること
体育保健課 濱本、杉原
096-333-2712
- 部活動 に関すること
体育保健課 濱本、鳴瀬
096-333-2712
義務教育課 塩村、小原
096-333-2689